

仕様書

1 貸付場所の概要

別紙1 貸付場所等一覧のとおり

2 貸付期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで

※貸付期間の更新はしない。

3 設置する自動販売機の規格及び条件並びに設置場所を借り受ける者（以下「設置者」という。）の遵守事項

(1) 大きさ

別紙1 貸付場所一覧の要件を満たすものとし、自動販売機の放熱余地、転倒防止板及び回収ボックスに必要な面積は、貸付面積に含むものとする。

(2) デザイン等

周辺環境（外観色を含む。）に配慮したデザインとし、別紙1 貸付場所一覧の要件を満たすものとする。

(3) 環境対策

ア 省エネルギー

「照明の自動点滅・減光」、いわゆる「学習省エネ」及び「ピークカット」並びに「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

イ フロン対策

フロンを使用せず、二酸化炭素又は炭化水素を冷媒として使用する機種とする。

(4) 安全対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準（JIS規格）」及び「自動販売機据付基準マニュアル（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）」を遵守した措置を講じるものとする。

イ 食品衛生

食品衛生法（昭和22年法律第233号）などの関係法令等を遵守し、販売商品の衛生管理に万全を尽くすものとする。また、商品販売に必要な営業許可を受けなければならない。

ウ 防犯

硬貨選別装置・紙幣識別装置のプログラム改変などにより、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすものとする。また、屋内設置であっても「自販機堅牢化基準（一般社団法人日本自動販売機工業会作成）」を遵守し、犯罪防止に努めるものとする。

(5) 回収ボックスの設置

ア 回収ボックスの設置

原則として、自動販売機1台当たり1個の割合で設置する。

イ 回収ボックスの規格

(ア) 素材は、プラスチック製又は金属製とする。

(イ) 容積回収頻度と回収量を考慮し、回収ボックスから空き缶等の使用済み容器があふれたり周囲に散乱したりしない十分な収容容積とする。

(ウ) その他使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済み容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と

一般ゴミの混入防止を図る。

ウ 使用済み容器の処理

容器包装リサイクル法（平成7年法律第112号）などの関係法令に基づき、設置者が適切に回収し、処理する。

(6) 自動販売機の管理運営

ア 設置者は、商品の補充及び変更、現金の回収・補充並びに自動販売機内部・外部及び貸付場所の清掃を行うこと。

イ 設置者は、消費期限の確認など、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行うこと。

ウ 設置者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、故障時には即時対応すること。

4 販売商品の種類等

(1) 販売品目の種類及び形態

別紙1 貸付場所等一覧のとおり

(2) 販売価格

別紙1 貸付場所等一覧のとおり

5 賃貸料

落札価格とする。

6 電気料

設置者が設置する計量器（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）により計測した電気使用量等に基づき、県が別に定める取扱基準により算定した金額とし、賃貸料とは別に徴収する。

7 売上手数料

徴収しない。

8 販売実績の報告

設置者は、設置した自動販売機の年間の販売実績（本数等）を県に報告すること。

9 費用負担

自動販売機及び電気料を計測するための計量器の設置、維持管理及び撤去に要する費用は、設置者が負担する。なお、設置に当たっては、県の指示に従うものとする。

10 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して県の確認を受けなければならない。

11 設置した自動販売機に係る事故等

(1) 県の責めに帰する事由による場合を除き、設置者がその責めを負う。

(2) 設置者は、自動販売機及び当該自動販売機内の商品が毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。